

令和7年11月25日

障がい福祉課
直 通：092-643-3263
内 線：3 2 6 3
担 当：井口、佐竹

県が委託する障がい児等療育支援事業における 契約単価の誤りについて

県では、障がいのある児童等の地域での生活を支援するため、療育指導や相談等を行う障がい児等療育支援事業を社会福祉法人等に委託しています。

この度、委託契約書の契約単価に、本来県が支払うべき消費税相当額が含まれていなかったことが判明しました。

今後は、このような事案が生じないように、適正な事務の執行に努めてまいります。

1 概要

県の障がい児等療育支援事業は、県内の各障がい保健福祉圏域（政令市・中核市除く。）で同一の事業内容で実施しており、指導項目ごとに県が算定した一律の単価で社会福祉法人等に委託。各法人に対しては、四半期ごとに相談・指導件数等を県に報告させ、県は単価に当該件数を乗じた額を支給している。

今般、委託先から当該事業の契約における消費税の取扱いに関する相談を受け、事績が残る過年度からの契約内容を確認したところ、契約単価に消費税相当額が含まれていなかったことが判明したものの。

（参考）障がい児等療育支援事業の概要

- 家族からの求めに応じ、家庭を訪問し、日常生活の相談を受け、療育の指導・助言を行う（在宅支援訪問療育等指導）
- 障がいのある方やその保護者に対し、委託先施設において相談を受け、指導・助言を行う（在宅支援外来療育等指導）
- 障がい児保育を行う保育所、学校、施設等の求めに応じ、職員に技術的な指導・助言を行う（施設支援一般指導）

2 原因

- ・ 本来、県の契約単価は、委託先が課税事業者か免税事業者であるかに関わらず、消費税相当額を含めた額とすべきであったが、委託先の社会福祉法人はすべて免税事業者であり、契約単価に消費税相当額を含める必要がないなどと誤認していた。
- ・ 消費税の取扱いに関する認識不足やチェック機能の形骸化により、誤った事務処理を見過ごしていた。

3 対象となる法人数

15法人

4 県負担見込額

消費税等の額	23,184 千円
上記に係る延滞税等の額	5,004 千円

5 今後の対応

- ・ 対象となる15法人に、令和2年度から6年度までの過去5年分（昨年度に修正申告を行っていた2事業者は元年度から6年分）の消費税相当分を支払い、税務署への修正申告を依頼する。
- ・ 消費税の修正申告により事業者が支払う延滞税及び加算税は、県が負担する。
- ・ 本年度の契約について、消費税を含めた再算定を行い、変更契約を行う。

6 再発防止

- ・ 今回の事案の問題点をまとめた概要と併せ、改めて入札手続きや契約手続きにおける消費税の取扱いについて定めた通知※を全所属へ発出するとともに、契約事務に携わる職員等が参加する財務会計事務研修において、消費税に関する正しい知識を習得させる。
- ・ 会計事務の誤りを防止するために契約や支払い手続において活用するチェックシートの中に、新たにチェック項目を追加し、所属での決裁における担当者及び上司によるチェックを徹底する。

- 契約の基となる予定価格や単価の積算に当たり、消費税が含まれているか
- 契約書における契約金額の記載が県の定めのとおりとなっているか

※ 「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う入札事務の取扱いについて」（平成26年2月28日付総務部長通達）